



平成26年度

あおもりの 農村整備



青森県

力強い農業と魅力あふれる 農村の実現を目指して

青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、3つの方向性（地域力の再生、強固な農・林・水の連携、環境への配慮から保全・再生へ）に沿った取組を展開し、本県が平成16年度から独自に取り組んでいる県政の重点施策である「攻めの農林水産業」を支える基盤づくりを推進しています。

農林水産業の「成長産業化」に向け、「産業力強化」と「地域力強化」を車の両輪として進めるため、「安全・安心で優れた青森県産品づくり」や「未来を切り拓く多様な経営体の育成」につながるほ場整備を中心とした生産基盤整備と、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組を重点的に推進することで、「力強い農業と魅力あふれる農村の実現」を目指しています。



整備されたほ場での田んぼアート
ちびき
地引地区（南部町）



ほ場の農道と防雪柵
つがるほくぶ
津軽北部地区（つがる市）



魚道の整備
おいらせがわ
追良瀬川地区（深浦町）



畑地農道の整備
このへほくぶ
五戸北部地区（五戸町）



整備された田んぼでの田植え作業
はら いいとよ
原・飯豊地区（田子町）

CONTENTS

1	青森県の概要	1
(1)	位置・面積	1
(2)	地勢	1
(3)	気象	1
2	青森県の農業・農村の概要	4
(1)	農業の状況	4
(2)	農家の状況	5
(3)	農地の状況	7
(4)	農地の整備状況	8
(5)	農村の整備状況	9
(6)	県の予算	10
3	攻めの農林水産業の推進	13
4	青森県農業農村整備の展開方向	15
(1)	趣旨	15
(2)	施策体系	15
(3)	具体的な方向性	16
5	環境公共	23
(1)	あおもり環境公共推進基本方針	23
(2)	「環境公共」の取組事例	25
(3)	「環境公共」の情報発信	26
(4)	「環境公共」を支える低コスト化技術	27
6	事業負担区分一覧	28
7	組織図	31
8	関係機関一覧	32

表紙写真：

上北地区集落基盤整備事業（東北町）
自然環境生態系保全型水路

1 青森県の概要

(1) 位置・面積

青森県は、本州の最北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と相対し、東は太平洋、西は日本海に囲まれ、南は秋田県・岩手県に接しています。

青森市から東京都までは、鉄道距離（奥羽本線・東北新幹線）で約720kmとなり、これは東京都から岡山市（733km）までとほぼ同じ距離です。

また、東京までの移動時間は、鉄道では東北新幹線で約3時間、自動車では東北縦貫自動車道を使うと約8時間、飛行機では青森空港から約1時間となっています。

面積は、9,644km²（全国第8位）で全国の2.6%を占めていますが、人口密度は全国第42位となっており、我が国の中では広大で豊かな自然が残っている地域に属します。

(2) 地 勢

地勢は、中央の奥羽山脈を境として、東部地域（通称県南地域）では、火山灰に覆われた台地や段丘が広く分布するのに対し、西部地域（通称津軽地域）では、広大な沖積低地と出羽山脈の延長にある山地が大部分を占めています。

また、中央山地、西部山地及び津軽半島の山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野、中央山地の北端には青森市を中心とした青森平野、下北半島の首部から十和田市、八戸市に及ぶ東部地域には丘陵地が形成されています。

このため、総合的な土壌生産力の強い耕地が多く、また、畑地は黒ボク土が大半を占め、特に東部地域ではこの有効土層が厚いため、根菜類に適しています。

(3) 気 象

本州最北端にあるため、冷涼型の気候であり、短い夏と長い冬が特色です。また、山脈、半島、陸奥湾など複雑な地形や海流の関係で、同じ県内でも東部地域と西部地域では、その様相を異にしていることも特徴的です。

夏季は、北太平洋に発達する高気圧により、東部地域では春の終わりから夏にかけて偏東風（通称ヤマセ）が吹き込むため、低温の日が多く、冷害に見舞われやすい一方で、西部地域は一般的に気温が高く、比較的気象に恵まれています。

冬季は、大陸高気圧の影響により北西の季節風が卓越するため、西部地域は気候不良で多雪となりますが、東部地域は冷え込みが厳しいものの、西部地域に比べると晴天の日が多く、降雪量も少なくなっています。

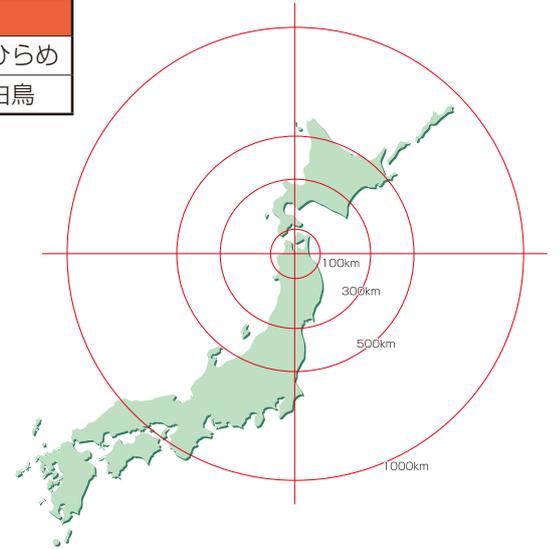
このため、西部地域は恵まれた気温や日照を生かしたりんごの産地となっており、東部地域は夏季冷涼な条件を生かした野菜生産や畜産が盛んに行われています。

青森県庁	
経度	140° 44' 24"
緯度	40° 49' 28"

青森県のシンボル	
県の花：りんご	県の魚：ひらめ
県の木：ヒバ	県の鳥：白鳥

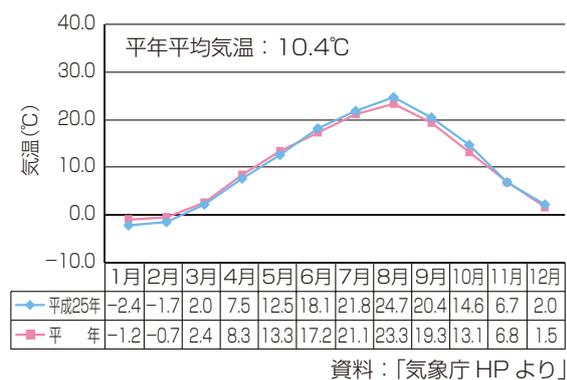
東端 (三戸郡階上町大字道仏字小舟渡地内)		西端 (西津軽郡深浦町大字深浦字久六)	
経度	141° 41' 00"	経度	139° 29' 49"
緯度	40° 27' 07"	緯度	40° 32' 03"

南端 (三戸郡田子町大字遠瀬地内)		北端 (下北郡大間町大字大間字弁天島)	
経度	141° 00' 46"	経度	140° 54' 42"
緯度	40° 13' 04"	緯度	41° 33' 22"

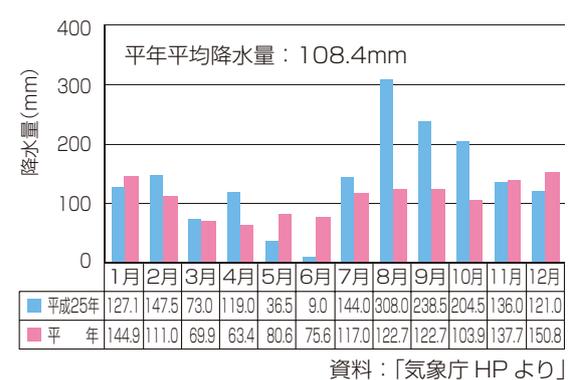


数字で見る青森県

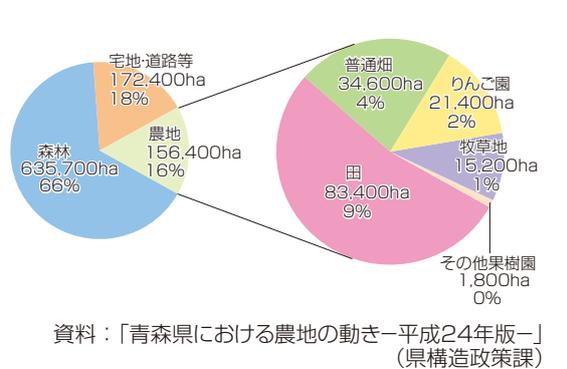
平均気温 (青森市)



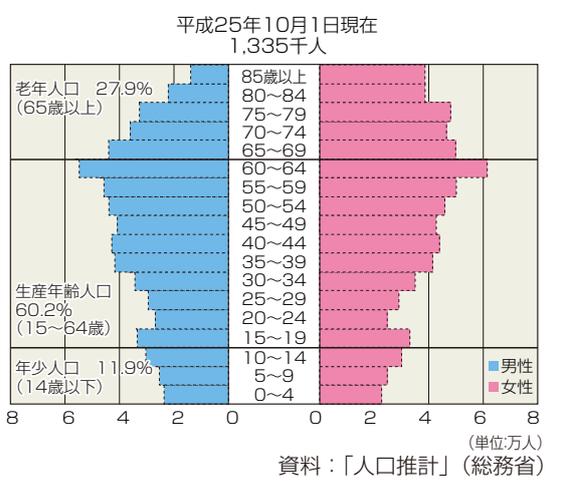
降水量 (青森市)



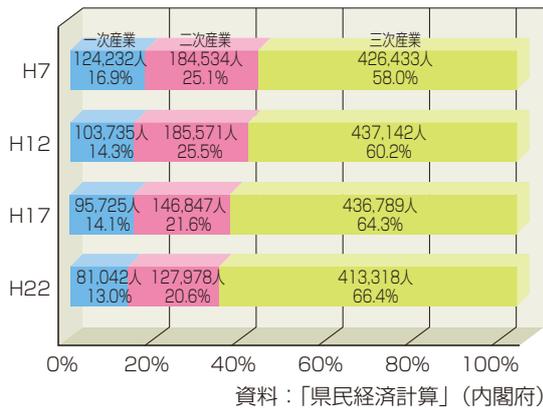
土地利用面積 (H24)



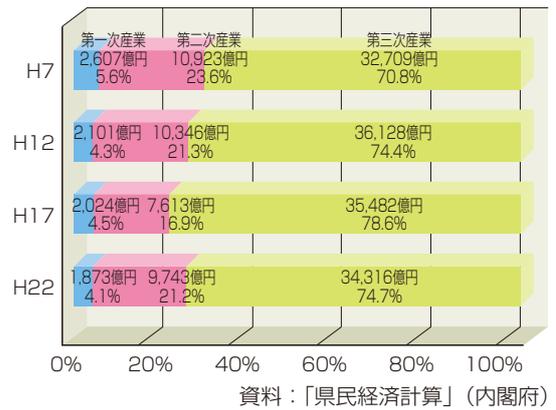
人口 (H25)



産業別就業人数



産業別総生産額



全国と比較した本県の各種数値と順位

項目	単位	青森県	全国	順位	調査年
総面積	km ²	9,644	377,961	8	H25
総人口	千人	1,335	127,298	31	H25
年齢別構成	0～14歳	11.9	13.1	32	H25
	15～64歳	60.2	63.9	31	H25
	65歳以上	27.9	23.4	28	H25
人口密度	人/km ²	138	337	41	H25
世帯数	千世帯	513	51,951	31	H22
就業者数	千人	640	59,611	29	H22
就業構成	第1次	13.0	4.2	1	H22
	第2次	20.6	25.2	40	H22
	第3次	66.4	70.6	29	H22
事業所数		70,021	6,356,329	30	H21
県(国)内総生産	十億円	4,417	473,859	28	H21
1人当たり県(国)民所得	千円	2,366	2,676	33	H21

資料：「国勢調査」「経済センサス」「人口推計」(総務省)
 「国民経済計算」「県民経済計算」(内閣府)
 「全国都道府県市町村別面積調」(国土交通省国土地理院)

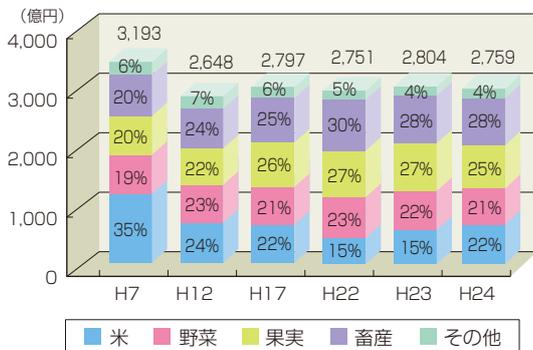


県産品PR用イメージキャラクター「決め手くん」

2 青森県の農業・農村の概要

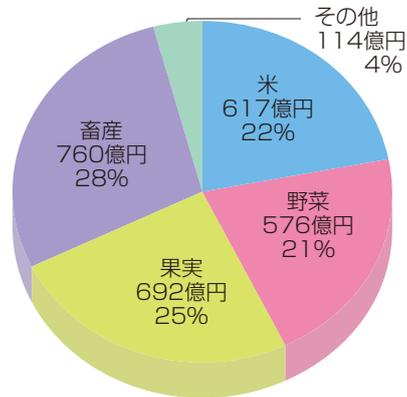
(1) 農業の状況

■ 農業産出額の推移



資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

■ 農業産出額の内訳 (H24)



資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

■ 主な農産物産出額と構成比 (H24)

順位	農産物	産出額 (億円)	構成比 (%)	備考
1	りんご	653	23.7	青森県の農業産出額計 2,759億円
2	米	617	22.4	
3	豚	224	8.1	
4	プロイラー	179	6.5	
5	鶏卵	150	5.4	
6	やまのいも	137	5.0	
7	肉用牛	116	4.2	
8	にんにく	78	2.8	
9	ごぼう	77	2.8	
10	生乳	69	2.5	

資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

■ 食料自給率 (H24概算値)

順位	都道府県名	カロリーベース (%)	備考
1	北海道	200	全国：39%
2	秋田県	177	
3	山形県	133	
4	青森県	118	
5	岩手県	106	
6	新潟県	103	
7	佐賀県	94	
8	鹿児島県	82	
9	富山県	74	
10	福島県	73	

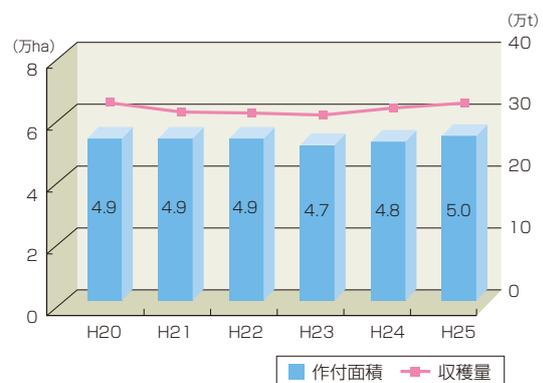
資料：「食料自給率の部屋」(農林水産省)

■ 農産物の全国ランキング (H24)

項目	年次	順位	収穫量 (t)
ごぼう	24	第1位	55,900
にんにく	24		13,600
りんご	24		446,000
あんず	23		1,250
フサスグリ	23		8.6
ながいも	24	第2位	58,500
くるみ	23		23
マルメロ	23		27
なたね (子実用)	24	第3位	399
だいこん	24		119,900
かぶ	24	第4位	8,850
ネクタリン	23		58
ブルーベリー	23		100
にんじん	24		40,700
西洋なし	24		1,670

資料：「ピカイチデータ100!」(県統計分析課)

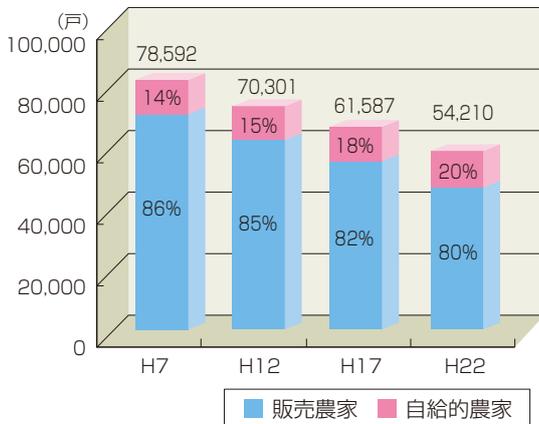
■ 水稲作付面積と収穫量



資料：「作物統計」(農林水産省)

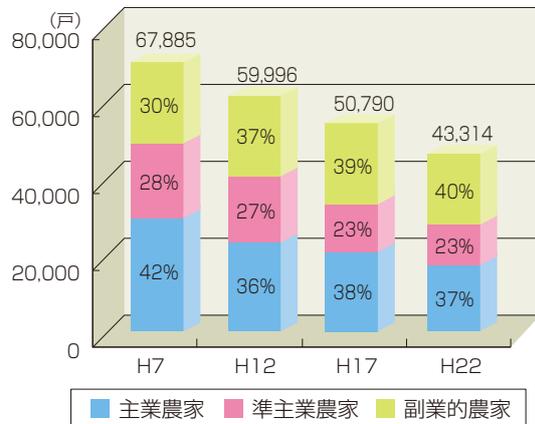
(2) 農家の状況

■農家数（販売農家・自給的農家）



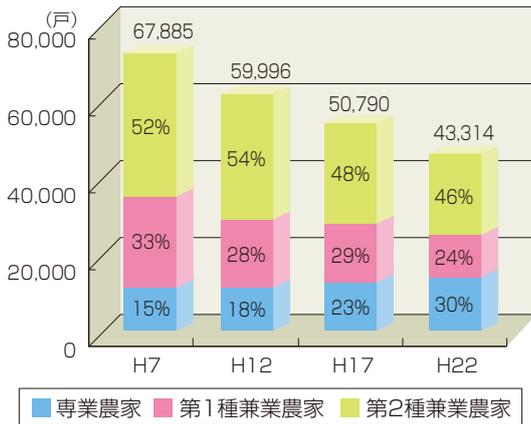
資料：「農林業センサス」(農林水産省)

■主副業別農家数（販売農家）



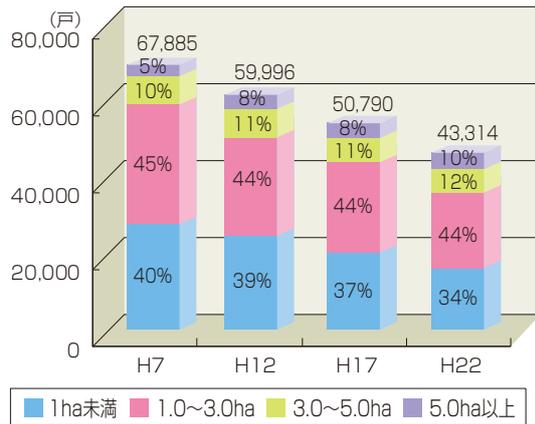
資料：「農林業センサス」(農林水産省)

■専兼業別農家数（販売農家）



資料：「農林業センサス」(農林水産省)

■経営耕地規模別農家数（販売農家）



資料：「農林業センサス」(農林水産省)

農家	経営耕地面積が10アール以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業を行う世帯
販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は1年間における農産物販売額が50万円以上の農家
自給的農家	経営耕地面積が30アール未満かつ1年間における農産物販売額が50万円未満の農家
主業農家	農業所得が主（農業所得が農外所得以上）で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50パーセント未満が農業所得）で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家、準主業農家以外の農家）

専業農家	世帯員の中に兼業従事者（1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家

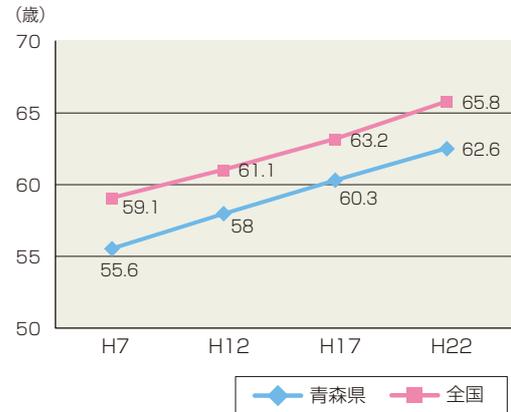
農業従事者等の平均年齢（販売農家）

農業従事者（男女計の平均年齢）



資料：「農林業センサス」(農林水産省)

農業就業人口（男女計の平均年齢）

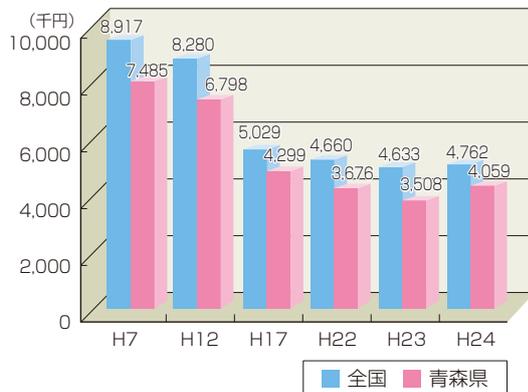


資料：「農林業センサス」(農林水産省)

農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者

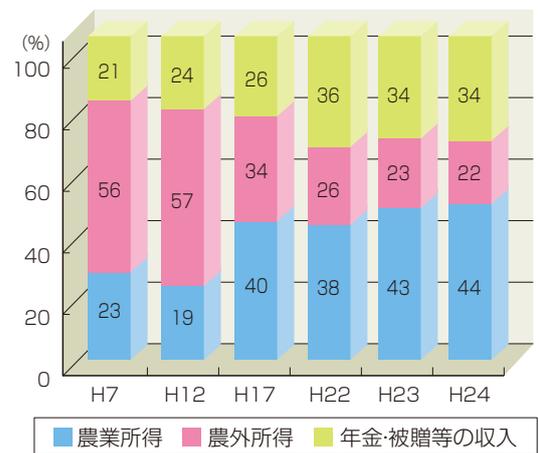
農家所得

農家総所得*



資料：「農業経営動向統計」(農林水産省)

農家総所得の構成比*（青森県）

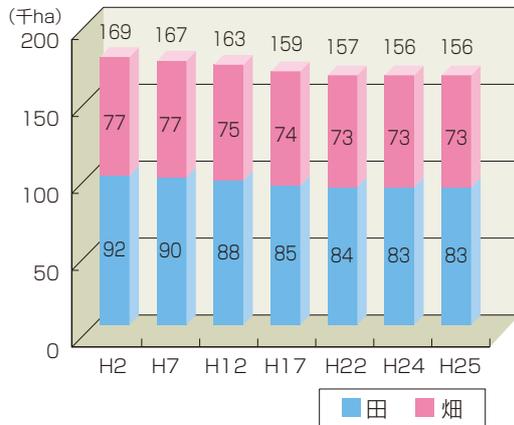


資料：「農業経営動向統計」(農林水産省)

* 「平成15年以前の結果は、調査体系の見直しを行っているため、平成16年以降とは接続しない。」

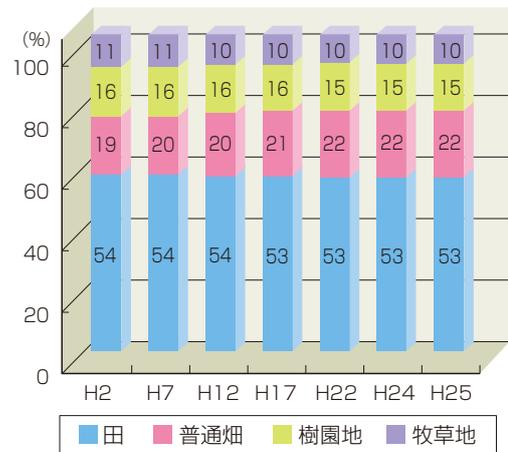
(3) 農地の状況

■ 耕地面積



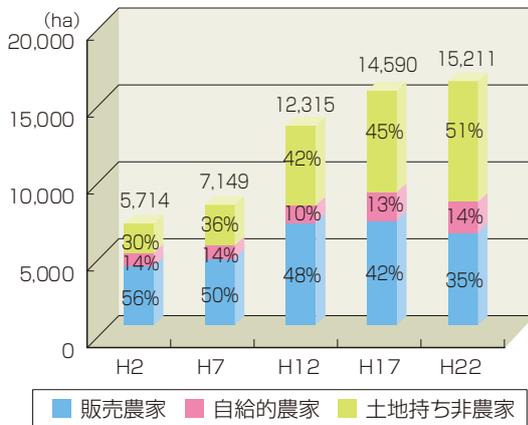
資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

■ 耕地種類別面積の構成比



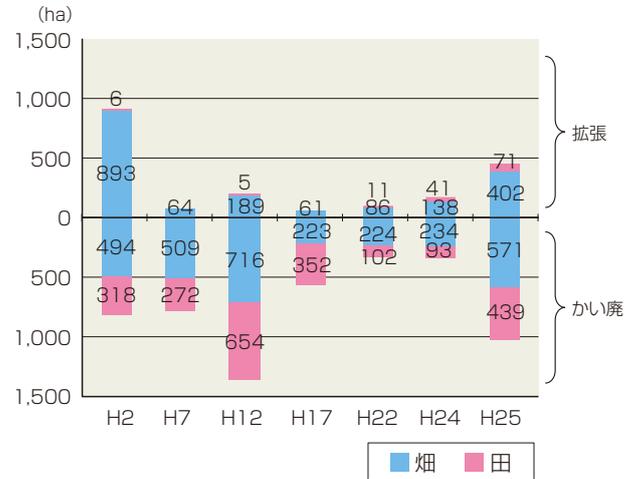
資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

■ 耕作放棄地面積



資料：「農林業センサス」(農林水産省)

■ 耕地の拡張・かい廃面積



資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

(4) 農地の整備状況

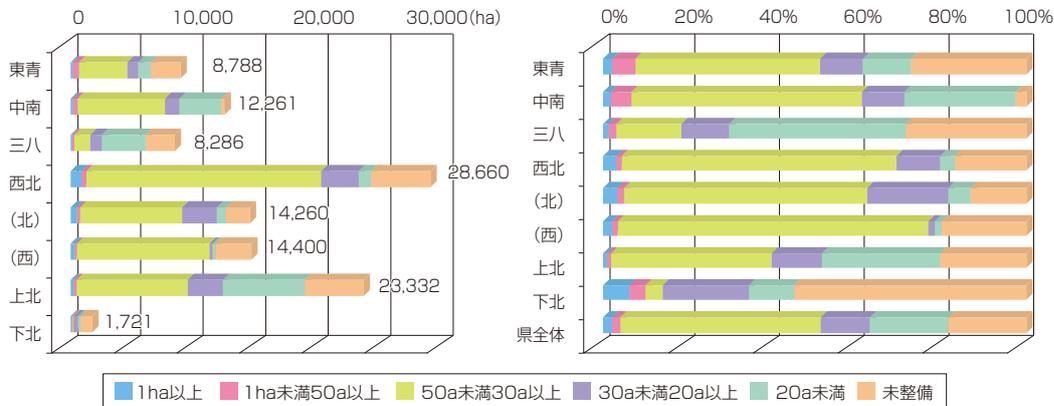
■水田の整備状況（管内別）

地域	水田面積	整備済							未整備		
		標準区画30a程度以上整備済						面積 (ha)	面積 (ha)	率 (%)	
		面積 (ha)	1ha以上	1ha未満 50a以上	50a未満 30a以上	30a未満 20a以上	20a未満				
東青	8,788	5,391	199	463	3,847	883	61.3%	982	6,374	2,414	27.5%
中南	12,261	8,713	218	330	6,984	1,181	71.1%	3,245	11,957	304	2.5%
三八	8,286	2,510	111	170	1,276	953	30.3%	3,477	5,987	2,299	27.7%
西北	28,660	22,939	862	391	18,698	2,988	80.0%	979	23,918	4,742	16.5%
(北)	14,260	11,636	538	217	8,149	2,733	81.6%	760	12,396	1,864	13.1%
(西)	14,400	11,302	325	174	10,549	255	78.5%	220	11,522	2,878	20.0%
上北	23,332	12,148	263	213	8,817	2,856	52.1%	6,481	18,630	4,702	20.2%
下北	1,721	594	108	64	74	349	34.5%	184	777	944	54.8%
合計	83,048	52,295	1,760	1,631	39,695	9,210	63.0%	15,348	67,643	15,405	18.5%

注) 1. 整備済面積は、平成23年度までの「東北農政局調べ」面積に、平成24,25年の整備面積を合算したもの。

2. 水田面積は「作物統計調査」(農林水産省)による。

資料：県農村整備課



■大区画水田の整備状況（50ha以上）

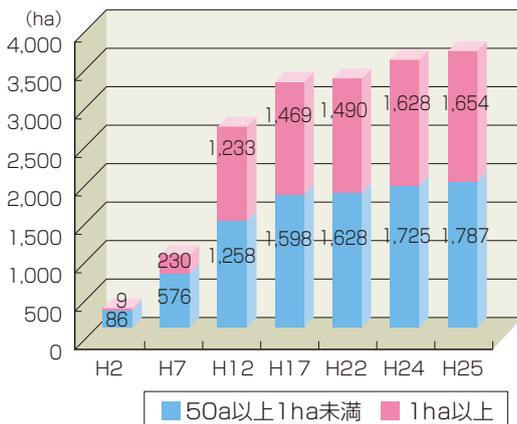
年度別整備実績（H2～H25）

単位：ha

区分	H2～9まで	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
50a以上1ha未満	797	142	163	156	78	127	88	42	5
1ha以上	764	87	226	156	87	52	70	27	0
計	1,561	229	389	312	165	179	158	69	5
区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
50a以上1ha未満	0	4	2	13	11	51	46	62	1,787
1ha以上	0	0	0	8	13	79	59	26	1,654
計	0	4	2	21	24	130	105	88	3,441

資料：青森県農村整備課

整備状況の推移（H2～H24）



注) 1. 整備済面積は「第2次水田整備状況調査（平成元年3月31日）」における整備済面積に平成元年度～平成25年度までの整備実績を加算したもので、整備済地域のかい廃は考慮していない。

2. 上記、「水田の整備状況（管内別）」とは調査方法が異なるため、接続しない。

(5) 農村の整備状況

市部と町村部の生活環境施設の整備状況

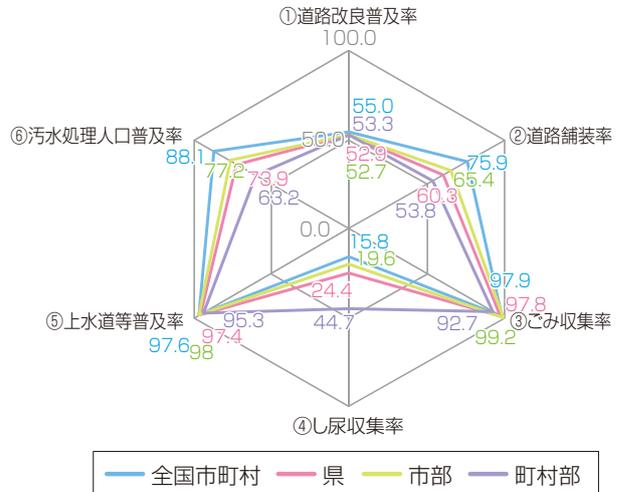
単位：%

区分	①道路改良普及率	②道路舗装率	③ごみ収集率
全国市町村	55.0	75.9	97.9
県	52.9	60.3	97.8
市部	52.7	65.4	99.2
町村部	53.3	53.8	92.7
区分	④し尿収集率	⑤上水道等普及率	⑥汚水処理人口普及率
全国市町村	15.8	97.6	88.1
県	24.4	97.4	73.9
市部	19.6	98.0	77.2
町村部	44.7	95.3	63.2

資料：①②③④「公共施設状況調（平成17年度）」総務省自治財務調査課

⑤「平成23年度公共施設状況調査」県市町村課

⑥「平成24年度末青森県汚水処理人口普及状況総括表」県都市計画課



集落基盤整備事業と農業集落排水事業の実施状況

集落基盤整備事業

項目	数値
実施市町村数	32
完了地区数	108

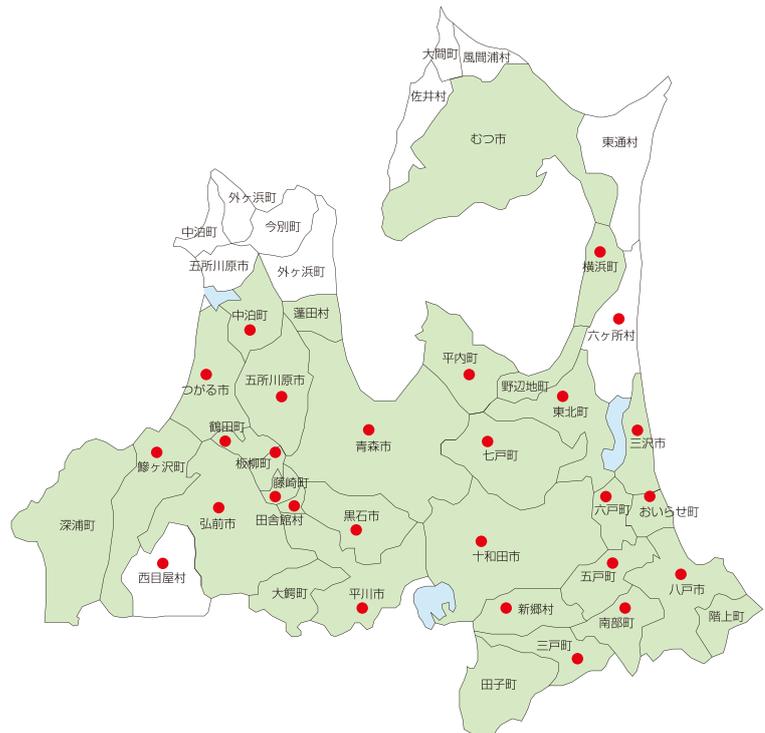
(平成26年3月31日現在)

農業集落排水事業

項目	数値
実施市町村数	(40) 26
実施地区数	135
整備人口	114,113
整備戸数	37,989

(平成26年3月31日現在)

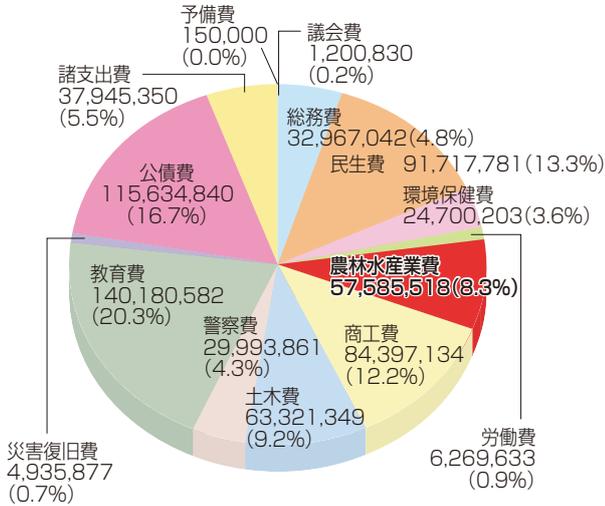
- 平成25年度までの集落基盤整備事業実施市町村
- 平成25年度までの農業集落排水事業実施市町村



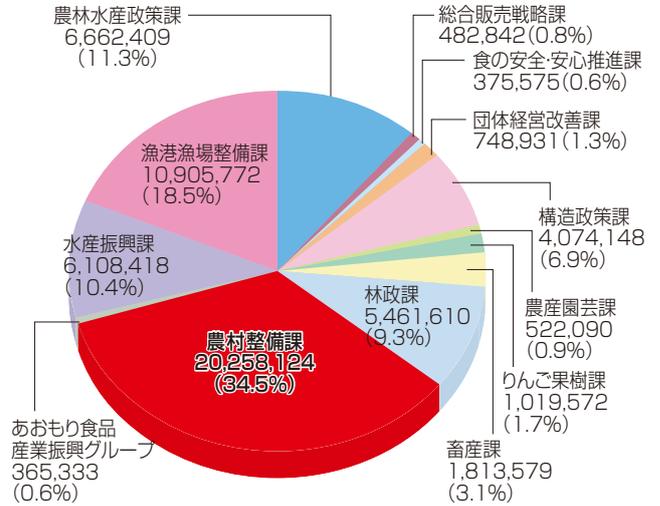
※ 完了地区には、農村総合モデル事業（昭和49年度～平成7年度）、農村総合整備事業（平成7年度～平成18年度）、農村振興総合整備事業（平成13年度～平成22年度）の完了地区数を含む。

(6) 県の予算

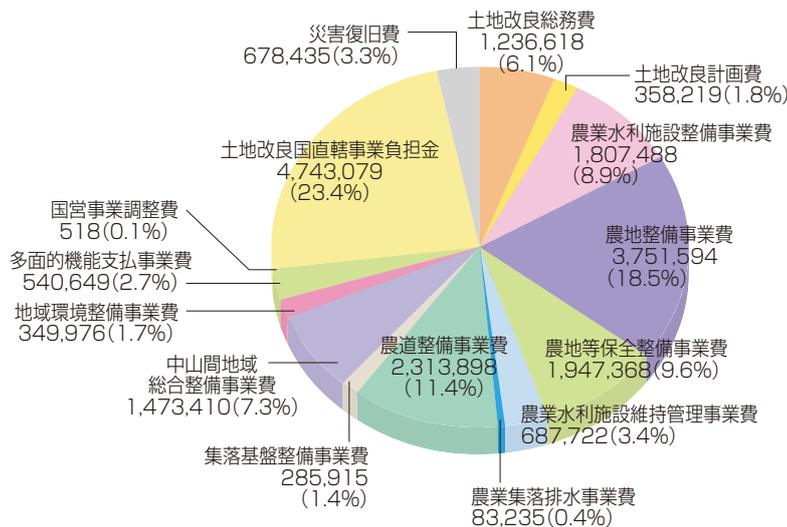
■平成26年度 県予算
(一般会計：691,000,000千円)



■平成26年度 農林水産部予算
(一般会計：58,798,403千円)



■平成26年度 農業農村整備事業予算
(県予算：20,258,124千円)

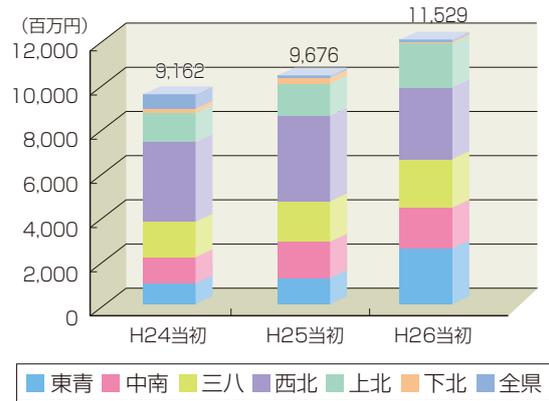


■一般公共事業費の推移 (県予算ベース)

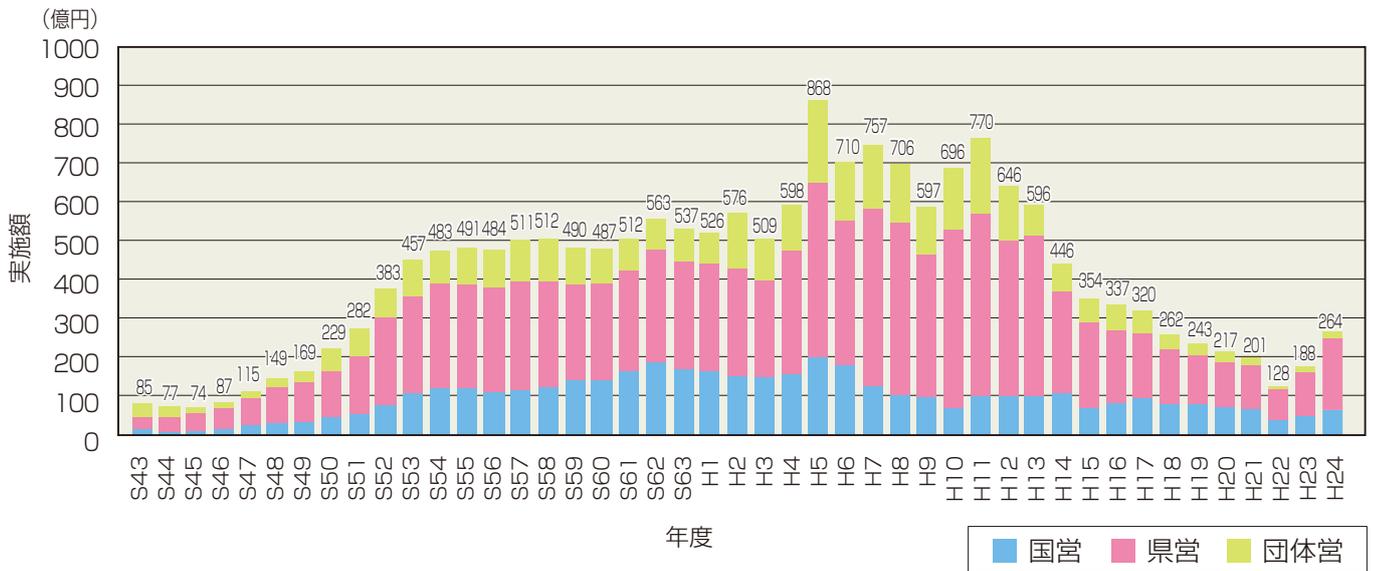
単位：百万円

管内	H24当初	H25当初	H26当初	H26/H25
東青	912	1,088	2,481	228%
中南	1,139	1,553	1,752	113%
三八	1,512	1,723	2,051	119%
西北	3,426	3,568	3,093	87%
上北	1,383	1,429	1,879	131%
下北	167	196	105	54%
全県	623	121	167	138%
計	9,162	9,676	11,529	119%

※全県の事業費は、「基幹水利施設ストックマネジメント事業(機能診断)」「維持管理適正化事業」「農業体質強化基盤整備促進事業(団体営)」の事業費からなる。



■農業農村整備事業実施額の推移



■平成26年度 農業農村整備事業 総括表

国営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H25年度まで	H26年度
かんがい排水事業	2	16,810,000	9,212,578	1,630,000
国営事業 計	2	16,810,000	9,212,578	1,630,000

県営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H25年度まで	H26年度
かんがい排水事業（国営附帯）	1	4,521,000	4,022,813	495,085
かんがい排水事業（一般）	2	1,377,337	1,331,389	45,618
基幹水利施設ストックマネジメント事業	7	1,731,657	532,683	351,363
畑地帯総合整備事業	4	6,639,750	4,504,567	704,784
広域農業用水適正管理対策事業	1	36,645	32,286	2,230
経営体育成基盤整備事業	20	16,038,592	6,738,755	3,241,762
農業基盤整備促進事業	12	263,063	0	263,063
農業水利施設保全合理化事業	4	569,726	0	77,043
防災ダム事業	1	281,821	29,398	113,540
ため池等整備事業	9	2,332,371	248,956	589,442
地すべり対策事業	3	1,341,270	816,276	137,869
農業用河川工作物応急対策事業	8	1,648,647	191,241	499,774
水質保全対策事業	1	177,700	64,218	15,206
特定農業用管水路等特別対策事業	1	110,000	95,472	13,693
海岸保全施設整備事業	1	1,080,657	285,453	101,375
震災対策農業水利施設整備事業	2	404,390	362,826	39,871
農村災害対策整備事業	2	1,086,740	31,426	207,818
広域営農団地農道整備事業	4	10,642,398	8,376,816	484,065
一般農道整備事業	2	894,737	865,030	29,702
通作条件整備事業	31	10,647,083	3,323,960	1,709,318
集落基盤整備事業	3	2,920,279	1,333,148	276,040
中山間地域総合整備事業	6	8,483,583	3,262,654	699,360
農業水利施設魚道整備促進事業	5	1,230,434	623,914	217,955
小水力活用農村活性化発電施設整備事業	1	304,124	302,097	2,027
県営事業 計	131	74,764,004	37,375,378	10,318,003

団体営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H25年度まで	H26年度
基盤整備促進事業	1	70,000	50,000	16,000
団体営農業集落排水事業	3	1,644,400	604,109	256,000
団体営事業 計	4	1,714,400	654,109	272,000

県営・団体営事業の合計

単位：千円

県営・団体営事業 合計	135	76,478,404	38,029,487	10,590,003
--------------------	------------	-------------------	-------------------	-------------------

※事業費は平成26年度当初予算で、「工事雑費」を含み「事務費」を除く。

3 攻めの農林水産業の推進

「攻めの農林水産業推進基本方針」

(期間：平成26年度～平成30年度)

青森県では、本県の重要課題である雇用創出と県民所得の向上につなげるため、本県の基幹産業である農林水産業の振興を図る「攻めの農林水産業」を平成16年度に打ち出し、平成21年度～平成25年度は2期目の施策を展開してきました。

この間、農林漁業者の減少や高齢化による構造変化は一層加速し、経済のグローバル化に伴う産地間競争の激化、ICT（情報通信技術）の高度化と普及による物流と消費者志向の多様化など、農林水産業を取り巻く環境は急速に変化しています。

今後とも本県農林水産業が持続的発展を成し遂げるためには、これらの「変化」を本県の農林水産業の更なる成長への「転換点」と捉え、それぞれの立場で力を合わせ、「農林水産業」サイドから行動を起こし、地域全体を巻き込んで、地域社会に貢献していくという「攻め」の姿勢で、多くの人々が農山漁村で暮らし続けたいと感じる地域社会を創造する必要があります。

このような視点に立ち、県では第3期目となる「攻めの農林水産業推進基本方針」を策定し、「攻めの農林水産業」のめざす姿の実現に向けた総合的な施策の方向性を示し、県民の総力をあげて取り組んでいくこととしています。

本県の「強み」

豊富な
農林水産資源



恵まれた生産基盤
[きれいな水、健康な土など]



元気のある人財



施策の展開方向

あおり「食」産業などの
多様なビジネスモデルを創出し、
外貨獲得をめざします。

地域の活力が
産業の元気を
下支え

収益と働く場を
生み出す

産業力強化

人口減少社会に
対応した

地域力強化

経済効果を
地域全体に
波及

農山漁村の「地域経営」を進め、
地域の持続的・自立的発展
をめざします。

産業力強化

農林水産業を、農林水産物の生産はもとより、それらを生かした加工品の製造や販売、サービスの提供などを含めた「食」産業と捉え、幅広い視野で産業振興に努めます。

特に、販売を重視し、積極的に国内外の販路を開拓するとともに、「モノを作ってから売り方を考える」のではなく、「売れるモノを作る」マーケットインの考え方の普及・定着を図ります。

また、生産・加工・流通の各段階で先進技術を活用したイノベーションを引き起こすとともに、さらには、徹底したコスト管理と生産性向上を追求する企業的な経営手法の導入を推進するなど、外貨獲得に向けて収益力の高いビジネスモデルの創出を図ります。

地域力強化

人口減少社会を正面から見据え、対応していくため、地域資源を最大限に生かしながら地域を一つの会社と見立てて経営していく「地域経営」の確立を基軸として、生産基盤の維持管理やコミュニティの再生など、共助・共存の仕組みづくりに取り組み、地域の持続的・自立的発展を図ります。

また、災害や家畜伝染病などの危機に備えるセーフティネットの構築や、農林水産業の多面的機能の維持・発揮、地域の個性・魅力の創出などに取り組み、誰もが輝き、安心して暮らせる農山漁村づくりを進めます。

新たな「攻めの農林水産業」では、これまで培ってきた本県の「強み」を最大限に発揮する施策として、収益と働く場を生み出す「産業力強化」と人口減少社会に対応した「地域力強化」を車の両輪として展開し、本県の農林水産業の「成長産業化」をめざした「攻めの農林水産業」を推進し、次の5つの施策を柱に展開していきます。

施策体系

[販売力強化]

信頼・人のつながりに支えられた「売れる仕組みづくり」

[生産力向上]

安全・安心で優れた青森県産品づくり

※農業の生産性向上のため、ほ場整備や農業水利施設などの農業生産基盤づくりの推進

[融合産業化]

連携・協働による「地域の6次産業化」の推進

[環境・生産基盤保全]

山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全

※安全・安心な恵みの里づくりの推進※豊かな地域資源を未来に引き継ぐ環境公共の推進

[人財育成]

未来を切り拓く多様な経営体の育成

※ほ場整備などを契機とした担い手の育成と農地集積の推進

本県の農林水産業の「成長産業化」

注) ※印は農業農村整備の関連施策

4 青森県農業農村整備の展開方向

(1) 趣 旨

農業農村整備は、農地、農業用排水路などの農業生産基盤や、農業集落道路、農業集落排水処理施設などの農村生活環境基盤を整備し、適切に維持管理することにより、安定的な食料の生産・供給のみならず、自然環境や県土の保全、美しい農村景観の形成などに貢献してきました。

しかし、人口減少、少子・高齢化の急激な進行、耕作放棄地の増加などを背景に、米の生産調整が見直されたり日本型直接支払制度が創設されるなど農業政策も大きな転換の時期を迎えました。

こうした情勢の変化に的確に対応し、本県の農業・農村の持続的な発展に向けた農業農村整備の中期的展開方向を明らかにするため、「あおり水土里づくり推進プラン（期間：平成26年度～平成30年度）」を策定しました。本プランでは、「攻めの農林水産業」の強力かつ着実な推進に資するため、「農業の競争力強化」と「農村地域の防災・減災」、「農業・農村の多面的機能の発揮」を柱に、効果や効率性などの多角的な視点により施策を展開していきます。

ア 「農業の競争力強化」に向けて

農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や地域の特性に応じた基盤整備を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠です。このため、担い手が耕地面積の9割を利用する本県の目標実現に向けて、担い手への農地の集積・集約化を加速させるための「ほ場整備」を重点推進するとともに、担い手の育成に資する生産基盤整備を推進します。

イ 「農村地域の防災・減災」に向けて

既存の農業水利施設の有効利用の観点から施設の長寿命化の取組や、東日本大震災を教訓としたため池などの耐震性確保の取組、集中豪雨等による農村地域の洪水被害を防止する取組により、農村地域の防災・減災対策を推進します。

ウ 「農業・農村の多面的機能の発揮」に向けて

農業・農村の多面的機能の発揮に向けて、地域共同で行う農村の地域資源の適切な保全管理を推進します。また、農村生活環境の整備、田園自然環境の整備などの取組により、活力ある農村づくりを推進します。

(2) 施策体系



(3) 具体的な方向性

ア 担い手への農地の集積・集約化の推進

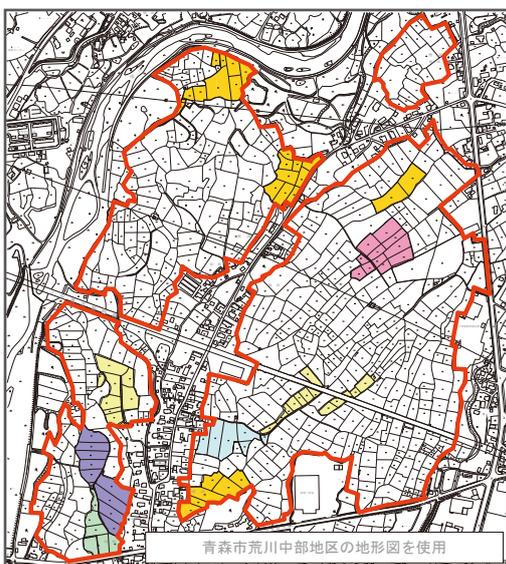
(ア) 取組内容

● 基盤整備を契機とした農地の集積・集約化の推進

県内農業の競争力強化を図るためには、担い手の経営規模を更に拡大し、効率的な営農を実現していくことが必要です。

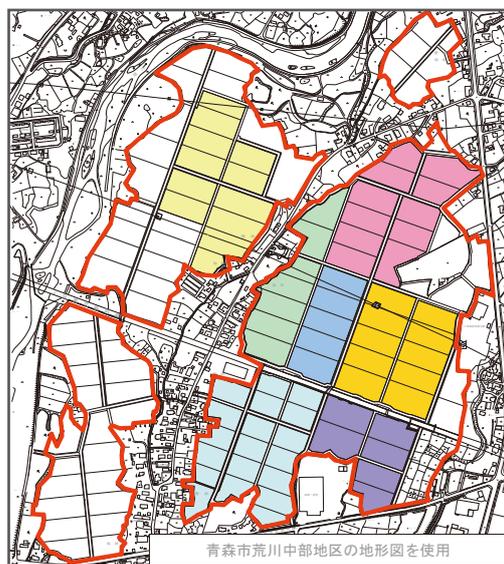
このため、ほ場整備などの基盤整備を実施し、これを契機として担い手に対し面的なまとまりのある農地の利用集積を促進します。

基盤整備前のイメージ



担い手の農地が分散しており、非効率的な営農を強いられています。

基盤整備後のイメージ



基盤整備を契機として、担い手の農地が集積・集約化され、効率的な営農が実現されます。

(イ) 主な事業や取組

● 経営体育成基盤整備事業



経営体育成基盤整備事業
おべつないりぬほま
大別内金浜地区（青森市、H22～26）



経営体育成基盤整備事業
きたみざわ
北三沢地区（三沢市、H22～27）

イ 担い手の育成に資する生産基盤整備の推進

(ア) 取組内容

●担い手を重視した基盤整備の推進

担い手への農地の集約の促進や、水田経営所得安定対策の導入による麦・大豆等の生産振興に対応し、意欲的かつ安定的な担い手を育成するため、区画整理や暗渠排水などの実施による水田の汎用化を推進します。

●地域の多様な農業戦略に対応した畑地帯の整備の推進

担い手が中心となって、米だけに依存しない効率的な農業経営を展開するとともに、高品質で付加価値の高い農作物の安定供給を可能とする特色ある産地づくりなど、地域の多様な農業戦略への対応を進める観点から、畑地帯における区画整理、畑地かんがい施設の段階的整備^{*}、暗渠排水整備、農道整備などを推進します。

^{*}段階的整備……営農団地毎の給水栓までの配管など、当面の営農に必要な部分を一次整備として実施し、その後、農家の営農の進展等に応じて、給水栓から作物に直接散水が可能となるような末端施設までの二次整備を実施して、段階的に全体の施設計画に近づける整備手法です。

(イ) 主な事業や取組

●かんがい排水事業

●畑地帯総合整備事業

●通作条件整備事業

●暗渠排水 など



かんがい排水整備事業
あかほり
赤堀地区（五所川原市）



経営体育成基盤整備事業
みなみざわ
南沢地区（外ヶ浜町）



通作条件整備事業
このへほくぶ
五戸北部地区（五戸町）



畑地帯総合整備事業
ひょうざん
屏風山（一期）地区（つがる市）

ウ 農業水利施設の長寿命化・耐震化・洪水対策の推進

(ア) 取組内容

●農業水利施設の効率的な更新整備や保全管理の推進

県内には、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設が315施設あります。内訳は、水路が241路線（延長約640km）、ダム・頭首工・揚水機場等が64箇所、ため池が10箇所となっており、そのストック額（建設費）は1,200億円に及んでいます。

しかし、これらの施設は昭和30～40年代の築造が多く、耐用年数の経過や老朽化の進行により、安定的な農業用水の確保に支障を来しています。

このため、既存ストックの有効活用の観点から、適切な機能診断と予防保全対策により農業水利施設の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかるすべてのコスト）の低減を通じて、時代の要請に対応する効率的な更新整備や保全管理を推進します。

●農村の防災対策の推進

自然災害から農村地域住民の生命・財産を守るとともに、県土を保全し、安全・安心な農村づくりのため、ため池整備や地すべり防止など農村の防災対策を推進します。

(イ) 主な事業や取組

- 基幹水利施設ストックマネジメント事業
- 地すべり対策事業
- 湛水防除事業
- 農業用河川工作物応急対策事業
- ため池等整備事業 など

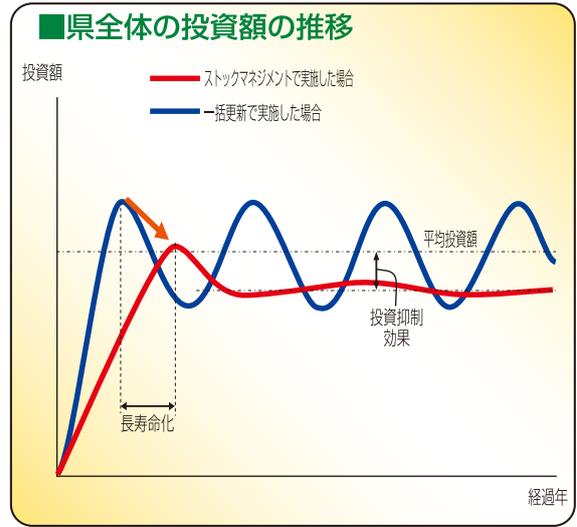
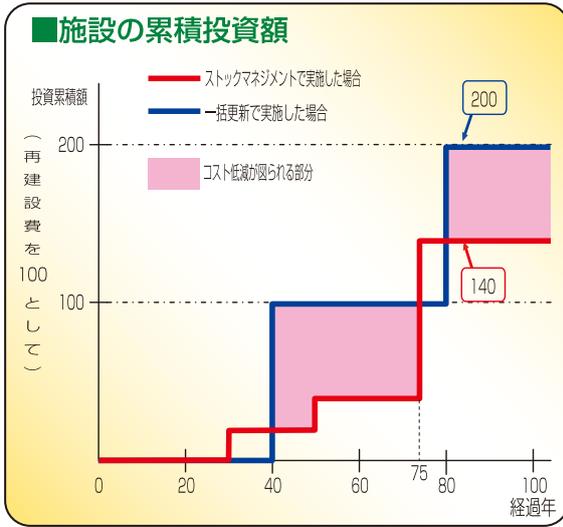


ため池等整備事業
かみね川
上流地区（東通村）



農業用河川工作物応急対策事業
こぶせき
古淵堰地区（十和田市）

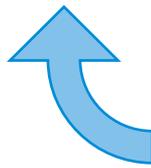
ストックマネジメントのイメージ



水路の老朽化



機能診断



施設の改修

いわきがわさがん (岩木川左岸2期地区) ひがしまた (東俣3号用水路)



工 農村の地域資源の適切な保安全管理の推進

(ア) 取組内容

● 農村協働力を活かした農村地域資源の保安全管理の推進

農業者のみ又は農業者、地域住民、NPO等の多様な主体で構成された活動組織による、地域ぐるみの農地法面の草刈りや、農業水路の泥上げなどの地域資源の基礎的保全活動の支援に取り組みます。

農業者や地域住民等で構成された活動組織による、農村環境保全活動（資源向上支払＜共同活動＞）への支援や、農地周りの農業水路などの補修・更新等を計画的に行う、長寿命化のための補修・更新等の活動（資源向上支払＜施設の長寿命化のための活動＞）への支援にも取り組みます。

● 中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地とのコスト差(生産費)を支援

中山間地域等では、高齢化が進む中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利なことから、担い手の減少や耕作放棄の増加などにより、農業・農村が有する多面的機能（水源かん養や洪水防止、安らぎの場の提供など）の低下が心配されています。

中山間地域等で農地を耕作している農業者等に交付金を直接支払い、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する取組であり、集落協定や個別協定に基づいて行われる農業生産活動や多面的機能の維持につながる活動などを支援します。

(イ) 主な事業や取組

● 多面的機能支払交付金

● 中山間地域等直接支払交付金 など

<県内の取組状況>

管内	農地維持支払	資源向上支払	中山間地域等直接支払
	交付対象面積 (ha)	交付対象面積 (ha)	交付対象面積 (ha)
東青	5,520	3,880	778
中南	6,981	5,853	4,221
三八	6,163	1,630	3,220
西北	26,255	18,656	1,911
上北	4,880	4,380	1,079
下北	319	319	70
合計	50,118	34,718	11,279

農村地域資源の維持・保全活動（農地維持支払）



水路の泥上げ

かみならさき
上七崎地区資源保全隊（八戸市）



水路法面の草刈り

かなぎちゅうぶ
金木中部地区保全隊（五所川原市）

農村環境保全活動（資源向上支払）



水路敷地への植栽
かみぬまさき
上沼崎保全グループ全組織（東北町）

農村地域資源の長寿命化（資源向上支払）



水路の改修
やまざたいら
柳平地域水土里保全の会（七戸町）

農業生産活動（中山間地域等直接支払）



農道の草刈り
おおわさわ
大和沢集落協定（弘前市）



水路の泥上げ
むかいむら
向村集落協定（十和田市）

多面的機能を増進する活動（中山間地域等直接支払）



景観作物（ソバ）の作付
もんぜん
門前集落協定（八戸市）



イワナの稚魚放流
うすいち
薄市集落協定（中泊町）

オ 暮らしやすい活力ある安全・安心な農村づくりの推進

(ア) 取組内容

●農村の生活環境基盤等の整備の推進

快適で暮らしやすい活力ある農村づくりのため、農業集落排水処理施設や農業集落道などの生活環境基盤の整備を推進します。

また、都市部との交流、地域間の交流の促進に資する農村交流施設などの整備を推進します。

●田園自然環境の保全・創造の推進

県民全体の共有財産である農村の豊かな自然や美しい景観を守り育み、そして次世代に引き継いでいくため、自然や景観と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の保全・創造を推進します。

(イ) 主な事業や取組

●集落基盤整備事業

●中山間地域総合整備事業

●農業集落排水事業 など



中山間地域総合整備事業

なんぶ ちょう
南部町地区（南部町）



農業集落排水事業

いたやなぎちゅうおう
板柳中央地区（板柳町）

(1) あおもり環境公共推進基本方針

農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習や文化など、かけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことが可能となります。

このため、青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、推進しています。

平成20年2月に作成した「あおもり環境公共推進基本方針」では、「環境公共」の実施に当たって、農林漁業者をはじめ、地域住民やNPO、企業、行政など多様な主体が共有すべき事項として、3つの方向性、5つの理念、3つの目標を示しています。



「環境公共」の概念



「環境公共」の基本的方向



「環境公共」の基本的方向
(地域力の再生（新たな「結い」))

- 「環境公共」の実施を契機とし、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより、地域の人々などの参加を促進
- 自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生（新たな「結い」）を実現

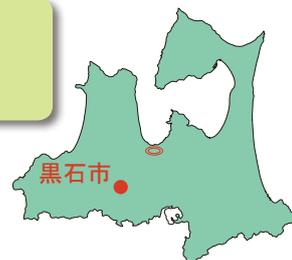
(2)「環境公共」の取組事例

～ 地域ぐるみの景観保全活動 ～

・第二南津軽地区（農地整備事業、黒石市）

本地区では、農道の整備をきっかけに、周辺の町内会等からなる「黒石花のみち運営委員会」が設立され、美しい農村景観を保全する地域の活動が始まりました。

これまで、委員会が中心となり、シバザクラ、ベコニア、マリーゴールドなどの植栽を行っており、農道を利用している農業者やジョギングや散歩道などとして利用している多くの地域住民から、好評を得ています。



植栽活動後の集合写真



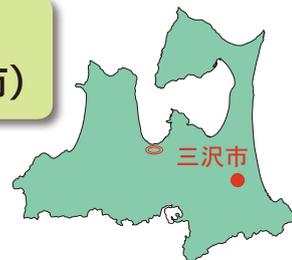
満開のシバザクラ

～ 地域農業の再生と環境の共存 ～

・北三沢地区（経営体育成基盤整備事業、三沢市）

本地区では、ほ場の大区画化・汎用化などにより、地域に点在する水田を集約化し、効率的な農業経営の確立に向けて取り組んでいます。

本地区には、絶滅危惧種のおおせッカなどの飛来地としてラムサール条約に登録された仏沼が隣接していることから、農業者に加え、NPOや農協などが参加した「北三沢地区環境公共推進協議会」では、おおせッカなどの生息環境の支援や保全活動を支援するなど、農業と環境の共存を目指しています。



仏沼湿地の北西部に広がるほ場整備実施地区



他管内の地区環境公共推進協議会などが頻繁に視察に訪れ、環境公共の輪が拡大

(3)「環境公共」の情報発信

県では、「環境公共」の一層の普及・拡大を図るため、“あおもり発！地域づくりの新しいかたち「環境公共」”として県内外に情報発信しています。

●「環境公共学会」の取組

本会は、「環境公共」の取組の輪をさらに広げながら、安全で安心な優れた農林水産物を生産する農山漁村を将来に引き継いでいくことなどを目指して、県内各地の取組や関連情報をホームページなどで県内外に発信しています。



「環境公共学会」ホームページ
<http://www.npo-afs.jp/>
[kankyokoukyo-gakkai/](http://www.kankyokoukyo-gakkai/)



環境公共学会ブログ



●その他の取組

「環境公共」に関する最近の話題や各地区の取組状況を紹介する情報誌「環境公共通信」の発行や、農業農村工学会東北支部研修会や県民が参加する各種大会で、「環境公共」に関する講演などを行いPRすることで、普及・拡大を図っています。



農業農村工学会東北支部研修会



「攻めの農林水産業」10周年記念大会

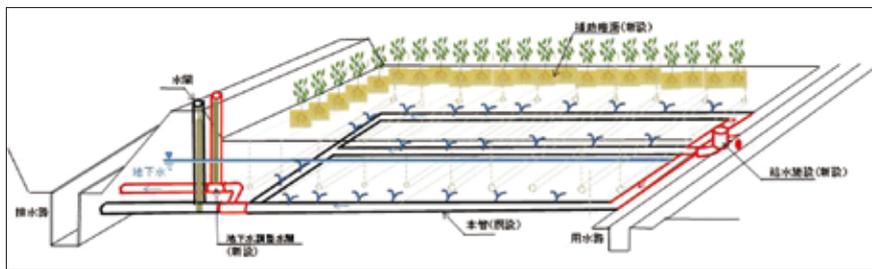
(4)「環境公共」を支える低コスト化技術

県内では、「環境公共」を支える技術として、「低コスト化地下かんがい」「低コスト化畑の深暗渠」などの工事を平成25年度に行い、平成26年度は、栽培作物の品質や収量等を検証し、その有効性を確認します。

●低コスト化地下かんがい

暗渠管を通じて地下から水を供給することにより、土壌中の地下水位を自在にコントロールでき、水管理の労力節減と農作物の収量増が期待されます。

本工法は、既設の暗渠管を利用するもので、用水路側に取水のための取水柵と既設管への接続、排水路側に水位調整水閘の設置を行ない、弾丸暗渠は新設とし、低コスト化を図ります。



地下かんがいイメージ図



大豆対象ほ場
(H26.6.26)

左が対象ほ場右が試験ほ場
(地下かんがい施工済)

大豆試験ほ場
(H26.6.26)

●低コスト化深暗渠（畑）

本工法は、根菜類（ながいも、ごぼう、大根）対象品目とし、通常の暗渠排水（0.6～0.9m）の2倍の深さ（1.5m）とし、細型のバケットを使用することにより、通常のバケットに比較し掘削土量が削減され、約2倍の掘削速度となり、省力化・低コスト化が確認されました。



試験施工畑 (H26.1.20)



ながいも試験畑 (H26.5.22)

6 事業負担区分一覧

展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
担い手への農地の集積の推進	1 経営体育成基盤整備事業	○一般型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・担い手への利用集積の面積割合が一定以上増加	県	50 55	27.5 27.5	22.5 17.5	中山間等地域
		○面的集積型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・担い手への面的集積の割合の面積割合が一定以上増加 等	県	50 55	27.5 27.5	22.5 17.5	中山間等地域
		○農業生産法人等育成型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・農業生産法人の設立が確実であること ・農業生産法人が設立済の場合は、特定農業法人となり農地利用規程を定める、かつ個別所得補償制度加入者となること ・農業生産法人等の経営等面積割合が50%以上になることが確実等	県	50 55	27.5 27.5	22.5 17.5	中山間等地域
	1 かんがい排水事業	(1)かんがい排水事業（国営） 3,000ha以上（末端500ha以上）	国	2/3	17.0	16.33	ガイドライン（一般型）
		(2)かんがい排水事業（県営） ア かんがい排水事業 200ha以上（末端100ha以上） 畑地では100ha以上（末端20ha以上）	県	50 50	25 35	25 15	ガイドライン H25継続地区（排水）
		イ 排水対策特別事業 20ha以上（末端5ha以上）	県	50	25	25	ガイドライン
	2 農業水利施設保全合理化事業	(1)農業水利施設等整備事業 下記工種の受益面積の合計が20ha以上（単独工種でも可） ・用排水施設整備 ・暗渠排水 ・客土 ・区画整理	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域
		(2)水利用再編促進事業 ア 水利用調整事業 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域
		イ 水利用高度化推進事業 地域用水機能等を維持・増進する活動支援等	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域
		ウ 施設計画策定事業 整備計画を策定するための現況把握及び概略設計等	県	100			
	エ 管理省力化施設整備事業 水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に付帯する施設の整備事業費200万以上	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域	
	オ 機能保全計画策定事業 農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な機能保全計画を策定する事業	県	100				
担い手の育成に資する生産基盤整備の推進	3 畑地帯総合整備事業	(1)担い手支援型 30ha以上で農業用排水施設整備、農道、区画整理及び関連する土層改良、農用地造成、農地保全、営農用水施設、交換分合等	県	50 50	25 30	25 20	ガイドライン H24継続地区
		(2)民生安定施設設置助成事業 防衛施設の設置又は運用により、農地の経営面積が縮小し、又は農業の振興計画が縮小され、若しくは中止される場合 その他防衛施設の設置又は運用により、特に農業経営が阻害される場合	県	2/3	1/5	2/15	
	4 基盤整備促進事業	(国：農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち基盤整備) 5ha以上 農業用排水、農道、暗渠排水、客土、区画整理	市町村 改良区等	50 (55) <50> <(55)>	8 (8) <10> <(10)>	42 (37) <40> <(35)>	H25採択から ()は中山間等地域 < >はH22採択から
	5 広域営農団地農道整備事業	1,000ha以上、総事業費20億円以上、車道幅員5m以上 (離島、振興山村、過疎地域、半島地域、特定農山村地域、急傾斜地帯については、300ha以上、4m以上)	県	50	36.0 (38.3) [39.95]	14.0 (11.7) [10.05]	()はH21採択まで []はH18採択まで
	6 一般農道整備事業	50ha以上、総事業費5千万円以上、全幅員4.5m以上 (振興山村、過疎地域、半島地域については、30ha以上) [豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島地域、急傾斜地帯は全幅員4m以上]	県	50 50	25 50	25 0	一般 山村、過疎、半島
	7 通作条件整備事業	【一般型】 50ha以上、総事業費5千万円以上、全幅員4.5m以上 (振興山村、過疎地域、半島地域については、30ha以上) [豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島地域、急傾斜地帯は全幅員4m以上] 【基幹型】 50ha以上（振興山村、過疎地域、半島地域については30ha以上） 車道幅員4.0m以上（離島、振興山村、半島地域については3.0m以上） 1億円以上 【保全対策型】 50ha以上、3,000万円以上 ・保全対策基本方針が策定されていること	県	50 50 50	37.0 [38.3] 37.0 [39.5] 25	13.0 [11.7] 13.0 [10.5] 25	広域 基幹 一般 []はH21採択まで
	8 農業体質強化基盤整備促進事業	受益面積20ha以上 ・1地区事業費200万円以上 ・戦略作物又は地域の主要な作物の作付計画の策定	県	50 55	27.5 27.5	22.5 17.5	中山間等地域

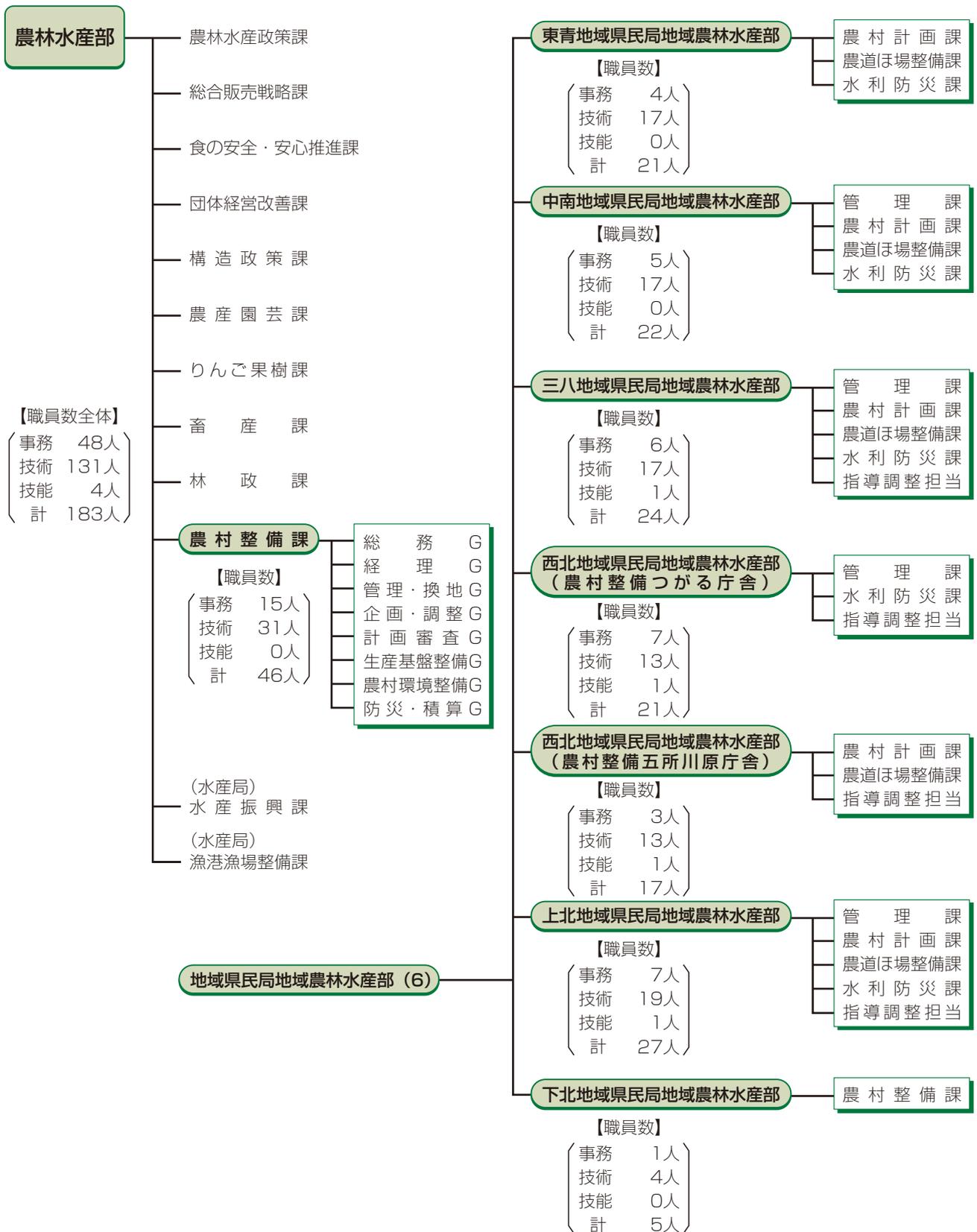
展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
食料安定供給の確保 農業水利施設のストックマネジメントの推進	1 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (1)機能診断	県営事業により造成された施設 ・施設現況調査、施設機能診断、機能保全対策等	県	50	50	—	
	(2)対策工事	受益面積100ha以上 ・機能保全計画に基づいた対策工事	県	50 50 50	25 25 ※29	25 25 ※21	ガイドライン 用水 排水 (※H25採択まで)
				※なお、排水の県負担率についてはH26新規地区から毎年1%ずつ段階的に下がり、最終的にH29年度には25%（ガイドラインどおり）となる予定。			
	2 広域農業用水適正管理対策事業	国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているもの	県	従前の国営土地改良事業と同率			
	3 基幹水利施設管理事業	農林水産大臣から管理委託を受けた基幹水利施設（水田1,000ha、畑300ha以上）	県	30	40	30	
	4 基幹施設管理体制整備事業	（管理体制整備型） 国営造成施設又はこれと一体不可分な国営造成附属県営造成施設を管理し、計画策定、推進、支援事業を実施する土地改良区（連合含む）	県	計画・推進 50 支援 50	25 25	(市町村) 25 (市町村) 25	
5 維持管理適正化事業 (1)土地改良施設維持管理適正化事業 (2)施設改善特別対策事業	水土保全強化対策事業で行う診断・管理指導の対象となっている農業水利施設で、1施設200万円以上 施設整備改善計画に基づき水田農業構造改革の実施に資するための土地改良施設の整備改善で、1地区200万円以上	市町村 改良区等	30	30	40		
6 基幹水利施設管理技術者育成対策事業	国営土地改良事業で造成された施設で、農村振興局長が定める基準に合致するもの	県	30	15	55		
食料安定供給の確保 農業・農村の多面的機能の発揮 活力ある安全・安心な農村づくりの推進	1 防災ダム事業	防災受益100ha以上の洪水調整ダム	県	55	39	6	
	2 ため池等整備事業 (1)ため池整備	大規模 100ha以上、8,000万円以上 (中山間地域70ha以上、3,000万円以上)	県	55 (55)	28 (28)	17 (17)	本負担率は市町村ルートの場合（ ）は中山間地域
		小規模 10ha以上、800万円以上 (中山間地域5ha以上、800万円以上)	県	50 (55)	33 (33)	17 (12)	本負担率は市町村ルートの場合（ ）は中山間地域
	(2)用排水施設整備	大規模 400ha以上、8,000万円以上 (中山間地域200ha以上、3,000万円以上)	県	55 (55)	28 (28)	17 (17)	()は中山間地域
		小規模 20ha以上、800万円以上 (中山間地域10ha以上、800万円以上) 土砂崩壊防止工事にあつては、防災受益5ha以上、800万円以上	県	50 (55)	33 (33)	17 (12)	()は中山間地域
	3 農業用河川工作物応急対策事業	大規模 1億円以上	県	55 (55)	37 (37)	8 (8)	()は中山間地域
		小規模① 5,000万円以上 小規模② 800万円以上5,000万円未満	①県 ②県、 市町村等	①50 (55) ②50 (55)	①42 (42) ②32 (32)	①8 (3) ②18 (13)	()は中山間地域 ※協議予定
	4 渇水防除事業	小規模 30ha以上、5,000万円以上	県	50 (55)	37 (37)	13 (8)	()は中山間地域 ※協議予定
	5 農村災害対策整備事業	1億円以上、 決壊のおそれのあるため池 2ha以上 災害発生のおそれのある用排水路 20ha以上 土留工その他の施設 5ha以上 【中山間地域では、上記工種の受益面積の合計が10ha以上】 ※)特に甚大な被害を受けた地域（激甚災害指定） 事業費要件なし、 決壊のおそれのあるため池 2ha以上 災害発生のおそれのある用排水路 20ha以上 土留工その他の施設 5ha以上 農業用排水路 60ha以上（10ha以上） 区画整理 60ha以上（10ha以上） 農用地造成 40ha以上（10ha以上） 農道整備 50ha以上（10ha以上） 農用地の改良又は保全 20ha以上（10ha以上） ()は2以上の事業と併せ行う場合に適用 【中山間地域では、上記工種の受益面積の合計が10ha以上】	県	50 (55)	29 (29)	21 (16)	ガイドライン ()は中山間地域
			県	50 (55)	29 (29)	21 (16)	ガイドライン ()は中山間地域

展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
11. 水質汚濁防止法に基づく事業・農地の多面的機能の発揮 12. 活きある安全・安心な農村づくりの推進 13. 農業・農村の多面的機能の発揮	6 震災対策農業水利施設整備事業 (1) 震災対策ため池整備工事	大規模な地震等の発生に伴い湛水被害が生ずるおそれのある農業用ため池 大規模 次のいずれかに該当するもの ① 防災受益70ha以上かつかんがい受益面積40ha以上 ② 防災受益7ha以上、かんがい受益面積2ha以上 かつ農外想定被害額3億円以上 小規模 防災受益7ha以上または農外想定被害額が4,000万円以上、 かつかんがい受益面積2ha以上	県	55 (55)	34 (34)	11 (11)	ガイドライン ()は中山間等 地域
	(2) 震災対策用排水施設整備工事	大規模な地震等の発生に伴い湛水被害が生ずるおそれのある農業用水利施設(頭首工、樋門、用排水機場、水路等) 大規模 防災受益400ha以上 小規模 防災受益30ha以上	県	55 (55)	37 (37)	8 (8)	ガイドライン ()は中山間等 地域
	7 地すべり対策事業	5ha以上で「地すべり等防止法」第3条により指定された地すべり防止区域	県	50	50	0	
	8 水質保全対策事業(一般型)	農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去 10ha以上 公共用水域への排水が水質基準を満たしていない地域での対策 20ha以上	県	50 (55)	34 (34)	16 (11)	()は中山間等 地域
	9 特定農業用管路等特別対策事業	対象延長のうち、石綿等使用が50%以上 20ha以上	県	50 (55)	35 (35)	15 (10)	()は中山間等 地域
	10 海岸保全施設整備事業	海岸1km当たり防護面積5ha以上、防護人口50人以上、1億円以上	県	1/2	1/2	0	
	11 海岸環境整備事業	8,000万円以上	県	1/3	2/3	0	
	12 団体営農業集落排水事業	20戸以上(処理施設、主要管路、ポンプ施設資源循環施設他) で次の事項を内容とする資源循環促進計画が策定されていること ・ 農業集落排水汚泥等の有機性廃棄物の循環利用に関する事項 ・ 処理水の再利用等水循環の維持・増進に関する事項	市町村 改良区等	50	0	50	農業集落排水水 促進事業(県単) ^{*1} による補助あり
	13 低コスト型農業集落排水施設更新支援 事業	既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の 向上を主な目的としないものであること 当該市町村内に整備された農業集落排水施設であって、3以上の 施設を対象とするものであること	市町村	定額	0	未定	機能診断に係る交付 金は、一施設当たり 200万円、最速整備 構想の策定に係る交 付金は一構想あたり 800万円をそれぞれ 上限とする。
	14 集落基盤整備事業	農業生産基盤の整備及び集落基盤の整備を総合的に行うもの 総事業費が2億円以上であること	県	50	25	25	
	15 中山間地域総合整備事業	条件不利地域において生産基盤、生活環境基盤及び交流基盤等の 整備を総合的に行うもの。 生産基盤2工種以上、60ha以上	県	55 55	30.0 27.5	15.0 17.5	下物 上物
	16 農業水利施設魚道整備促進事業	事業計画区域及びその周辺の自然的社会的、歴史的諸条件やこれ らの地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当 と認められること 総事業費が5,000万円以上であること	県	50	50	0	
	17 災害復旧事業 (1) 県営災害復旧事業 ア 農地災害復旧事業 ^{*2} 農業用施設災害復旧事業 ^{*2} イ 海岸保全施設等災害復旧事業 ウ 地すべり防止施設災害復旧事業 (2) 団体営災害復旧事業 ア 農地・農業用施設災害復旧事業	24時間雨量80mm以上の降雨洪水、地震等の異常な天然現象に よって生じた災害で、県が管理する土地改良施設又は高度な技術 を必要とするもの。 暴風等による異常な高潮・波浪・津波により発生した災害で、1ヶ 所の工事費が120万円以上 地すべり発生区域のうち、地すべりにより発生した地すべり防止 施設の災害で1ヶ所の工事費が120万円以上 24時間雨量80mm以上の降雨洪水、地震等の異常な天然現象に よって生じた災害で、農地・農業用施設1ヶ所の工事費40万円以 上	県	施設 65	未定	未定	
	18 災害関連事業(県営)	原型復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業 と合わせ行う事業 原則として本災害を超えないもの	県	施設 50	25	25	
	19 災害関連事業(団体営)	原型復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業 と合わせ行う事業 原則として本災害を超えないもの	市町村 改良区等	施設 50	0	50	
	効果促進事業	(農山漁村地域整備交付金) 農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体と なって事業効果を高めるために必要なもの 農山漁村地域自主戦略計画の目標を達成するため、基幹事業と一 体となって事業効果を高めるために必要なもの	県 市町村等	基幹事業の負担割合に準じる (ただし、基幹事業の国負担割 合が55%の場合、5%分は地元 が負担する)			事業費の限度額 は、全体事業費 の20/100

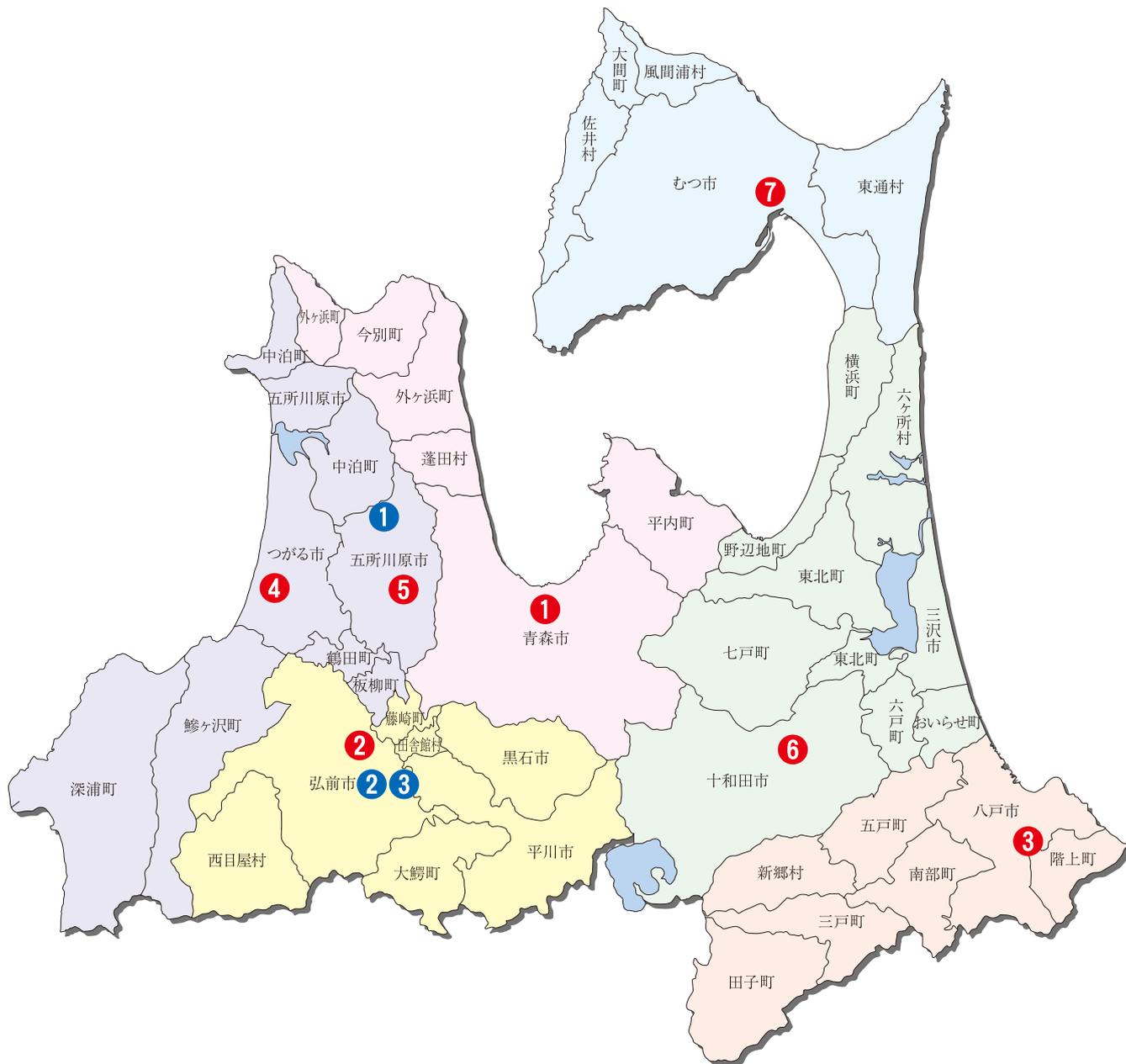
*1 年度事業費の4.5%(H18以降採択地区)、3.5%(H23以降採択地区)、2.5%(H26以降採択地区)を下水道事業債の元利償還等に要する経費
に対して補助

*2 災害復旧事業の農地・農業用施設災害復旧事業の国負担率は基本負担率

7 組織図



8 関係機関一覧



東北農政局

- ① 津軽農業水利事務所**
〒037-0202 五所川原市金木町芦野210-3
TEL 0173-54-1212 FAX 0173-54-2550
- ② 北奥羽土地改良調査管理事務所**
〒036-8214 弘前市大字新寺町149-2
TEL 0172-32-8457 FAX 0172-35-3490
- ③ 平川二期農業水利事業所**
〒036-8084 弘前市大字高田1-10-9
TEL 0172-55-8844 FAX 0172-55-8845

県地域県民局

- ① 東青地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒030-0801 青森市新町2-4-30
TEL 017-734-9992 FAX 017-734-8312
- ② 中南地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒036-8345 弘前市大字蔵主町4
TEL 0172-33-6054 FAX 0172-32-4234
- ③ 三八地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒039-1101 八戸市大字尻内町字八百刈20-3
TEL 0178-27-1211 FAX 0178-27-1286
- ④ 西北地域県民局地域農林水産部（農村整備つがる庁舎）**
〒038-3137 つがる市木造若宮9-1
TEL 0173-42-4343 FAX 0173-42-6294
- ⑤ 西北地域県民局地域農林水産部（農村整備五所川原庁舎）**
〒037-0003 五所川原市大字吹畑字藤巻24-12
TEL 0173-35-7171 FAX 0173-35-7174
- ⑥ 上北地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒034-0082 十和田市西二番町10-21
TEL 0176-23-5245 FAX 0176-22-3929
- ⑦ 下北地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒035-0073 むつ市中央1-1-8
TEL 0175-22-3225 FAX 0175-22-3212



地域づくりの新しいかたち

環境公共

環境に貢献する農林水産公共事業



青森県農林水産部農村整備課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

TEL 017-722-1111(代表)(内3345~3348)

017-734-9545(直通)

FAX 017-734-8149

(問い合わせ先:企画・調整グループ)

[【農村整備課ホームページ】](http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/nseibi.html)



<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/nseibi.html>



この印刷物は1,400部作成し、印刷経費は1部当たり56.16円です。(図面除く)